

第2期第5回 羽村市土地区画整理審議会 議事録

1 日時	平成22年1月25日(月)午前10時00分～午後1時03分
2 場所	羽村市役所西庁舎5階委員会室
3 出席者	会長 高本正彦、会長代理 黒木中、委員 中野恒雄、島田俊男、神屋敷和子、加藤照夫、吉永功、小宮國暉、島谷晴朗、武政健太郎
4 欠席者	なし
5 議題	1. 福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業にかかる換地設計(案)の見直しについて
6 傍聴者	16名
7 配布資料	なし

会長(高本正彦君) おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、第2期第5回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたします。

初めに、会議の成立要件を確認いたします。事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。管理課長。

区画整理管理課長(石川直人君) 本審議会の定数は10名になってございます。本日の出席委員は10名でございます。以上です。

会長(高本正彦君) ありがとうございます。次に、議事録署名委員の指名ですが、本日の署名委員は、議席番号9番の武政委員と議席番号1番の黒木委員にお願いしたいと思います。

なお、本日の会議ですが、前回、第4回審議会からの継続審議になりますので、公開で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長(高本正彦君) 異議なしということでございますので、区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要綱第2条に基づく傍聴者は、現在15名でございます。傍聴者の入場を許可します。事務局、よろしくをお願いします。

(傍聴者入室)

会長(高本正彦君) 傍聴者の皆さん方に申し上げます。審議会の進行が損なわれることのないよう、受付で配付いたしました遵守事項を守られて傍聴いただきますよう、あわせてお願い申し上げます。それでは早速お願いします。いかなる理由がありましても、傍聴される方の発言は禁じられておりますので、傍聴の決まりを遵守いただきますよう、くれぐれもよろしくお願いします。

それでは、早速、次第に基づいて議事に入りたいと思いますが、前回、前々回、つまり、第3回の審議会から「換地設計(案)の見直しについて」が議論され、継続の審議となっております。その間に、施行者から説明された内容を整理しますと、今後開催される審議会では、権利者の意見・要望を考慮して見直しを行った換地設計(案)について、施行者から具体的な説明を受け、審議会として意見を申し上げていくこととなりますが、その審議の際に出される資料、図面等を含めた調書でございますが、それがおのおの権利者の意見・要望が記載された資料であって、いわゆる個人情報が入った調書等による審議となりますので、審議会を公開とするか、非公開とするかについて、各委員の意見を改めて伺い、本日、その結論を出していきたいと考えております。このことに関して各委員のご意見を伺いたいと思います。発言の際は、挙手をして指名を受けたら、議席番号と姓名を告げてから発言してください。

そういうことですので、どなたかご意見がございましたら発言いただきたいと思います。神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 4番、神屋敷です。今、次回から個別のエリアの話になるから、その非公開にするか、公開にするかというお話について、まず最初に皆さんの意見を聞いてということなのですけれども、何かちょっと話の持っていく方が不自然で、前回、進め方の問題が中心だったと思うんです。それはエリアの問題に、個々の話に入ることは、いつか入るとは思うんです。ただ、その前に、全体的な話がわかっていないとできないということで、いろいろな資料の提出の要求が皆さんから出されたと思うんですけれども、それに関していろいろ話して、市のほうから説明を受けて、それからそういう話に入っていくのが普通なのではないかと思うんですけれども。その、非公開、公開のことについて議論することはします。ただ、その前に、前回の続きということで今回開かれているので、その話のほうが先だ思うんですけれども。以上です。

会長（高本正彦君） 武政委員。

委員（武政健太郎君） 9番、武政。大分、議論されたのだなと思いますので、早急に、私としては、一応、理解しておりますので、すぐに個別の内容に入っていきたいと思います。

会長（高本正彦君） はい、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 3番、島谷です。前回ですね、話の、きょうの審議会の持っていき方、前は、まだ個別に入る段階ではないと。前回ですね、審議委員から資料の要求が出ております。当然、私は、その資料がきょう出てくるのだと思いました。ところが、そうではなくて、「きょうは資料はありません」と、それが事務局の返答です。そうしますと、きょうは何をするんだと。これを前回の続きをやるということですね。そうしますと、次回は、少なくとも、要求した資料を出して、その資料によってみんなが、私が要求した資料は、この地区内の全般的、一般的なもの、個人情報とは関係のないものがあるのです。そういうものを出してみんなが理解しないと、「わかった、わかった」と言ってもほんとうにわかっているのかどうか、この再確認がどうしても必要です。そういうものがないと判断できないわけですから。だから、そういうものをちゃんときょう提出するものと思えば、そうではないのだということで、一体この審議会のあり方、次回を非公開にするとか、そんな段階ではないと私は思っております。だから、まず最初に、前回、要求されております資料を、やはり提出していただきたい。そうしないと、進行の順序が、いつもどこかで変に食い違ってわからなくなってしまふような、そういう状態を事務局としてはちゃんと整理をして、そしてここに出すように、そうしてもらわないと困ります。以上です。

会長（高本正彦君） ただいま、お三方からご意見が出されておりますが、ここで、事務局のほうから、お三方のご意見に対してコメントをいただきたいと思いますが、よろしいですか。施行者のほうで、事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 今、お三方からご質問があつて、ご承知のとおり、平成20年2月に既に第1次の換地設計（案）をお示しさせていただいていると。それに対して580名、871件の意見書をいただいている。この意見を修正用の案の中に反映させていただくために、これまで一年半をかけた施行者のほうで見直し作業を行ってきております。現段階におきましては、施行者側としましては、これを審議会の皆さんのほうにお示しをして、ご意見を聞いた後に権利者のほうに発表していくと、こういうタイムスケジュールは、再三これまで申し上げてきたとおりでございます。

その中で、今、言われますように、一般的なたとえば資料という形になったときに、お示しすることはいたしますということはお約束してございます。ただ、それは、修正案における1つの意思形成過程の段階の1つのファクター、要素でございますので、その段階の中でお示しをしてトータル的に見ていただきたいという考え方で、これまでご説明してきたわけでございますので、資料的にも用意はいたしますけれども、これが、公開、非公開は別としまして、そういう手続きの中で行われていくものでございますから、現段階において、資料を提出することにつきましては、審議会の中でご判断をいただいて、公開、非公開という形の議論がないと、私どものほうとしてみれば、修正案を示すということにつきましては発表するということと同じです。その点を踏まえて対応願えればというふうに考えております。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷。阿部課長さんに質問なのですが、今のお話の中だと、全体図面とかに関しては別だということであれば、次回、もし全体の図面が出れば、そこまでは傍聴者さんたちも非公開ではないということですね。結局、エリア、個別の話になると、そここのところは非公開にするか、公開にするかを話し合ってくださいということととらえてよろしいのでしょうか。

会長（高本正彦君） 事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 今、申し上げたように、1次案の修正案の全体図を見るということは、どこの場所がどういうふうに変っているということを発表することと同じこととなりますよ、ということです。ですから、それをお示しする、全体図をお示しすることは発表することと同じでございますので、1次案の換地設計（案）については発表しております。それに修正を加えた箇所はどこかということの全体図をお示しするということは、換地の発表をすることとイコールだという形で考えておりますので、その部分については、審議会の意見を聞いた後に発表する。こういう考え方でございます。全体図をお示しするのは、審議委員の皆さんにはお示しはいたしますけれども、公開の席でお示しすることはできませんので、ご理解いただきたい。

会長（高本正彦君） ちょっとお待ちください。この問題は、特に大変重要な問題だと思いますので、委員さんそれぞれのご意見なり、お考えを、この際、お一人ずつお聞きしたほうがよろしいかと思ひます。

(「質問させてください、今の課長に対して」と呼ぶ者あり)

質問というのは、後ではまずいですか、全員の意見をお聞きしてからでは。

(「今の課長に対して、その説明に質問がありますので」と呼ぶ者あり)

そのことに限ってですね、はい、どうぞ。

委員(島谷晴朗君) 3番、島谷です。今、阿部課長のほうから説明がありましたが、ちょっと質問させてもらいます。修正して出すものは、いわゆる、一般に公開できないものであるという話ですね。そうしますと、その一般的、全般的なことが個人と関係なくですね、公開しないということ自体、ちょっとおかしいのではないですか、公開すべきでしょう。傍聴者がいてもいい、もちろん、傍聴者は地権者の方が非常に多いのですから、だから、こういう場で公開して、審議委員と一緒に議論しちゃっていいと僕は思っております。聞いてくださったら大変結構なことだと思っています。以上です。

会長(高本正彦君) 島谷さん、発言中ですけど、それはまた、今、ずっとご意見の中で伺えばいい話ですから、順番に審議会の委員さんのそれぞれのご意見をお聞きしたいと思います。その上で議論をしていただきます。質問ですね、どうぞ。

委員(神屋敷和子君) 4番、神屋敷、阿部課長さんに質問です。新しく道路図面が変わっているらしいのですが、そこに換地の家が張りついたものではないものも出せるわけですよね。それで特に、たとえ家が張りついたものであっても、そこに地番の載っていないものであれば、だれが、どこに行ったかというのはほとんどわからないし、その図面だけ、道路がこういうふうになりました、ああいうふうになりましたという図面は、全く非公開にするべきものではないと思うんです。それと宅盤の話、立体図、特に、お茶屋さんの前のところに来る道路とか、あそこのモノレールの駅が来る40mの部分のところの立体とか、大橋からの続きの立体とか、そういうものに関してどうなるかというような立体図、そういうものは別に傍聴者さんがいても全く関係なくて、特に、そういうところは皆さんに「まちなみ」で配付していただいている、今、こういうことを考えています、これから審議委員の方にかけてみると、それぐらい公開にしていけないと思いません。とても、余りにも非公開にこだわっちゃってしまっていて、非常に異常な事態なのではないか、こういう物の進め方は、というふう思うんですけれども。

会長(高本正彦君) 今のご発言は、公開、非公開そのものの中身の話のように思いますので、私がこれからお聞きしたいのは、公開でやるか、非公開でやるかについてですね。それぞれの皆さんのご意見を個々にお聞きしたいと思っておりますので、順番に中野委員から、よろしくお願ひしたいと思います。

委員(中野恒雄君) 2番、中野でございます。私は、再三、前々回から賛否をとってくださいということで皆さんにお話ししているわけです。今、第2次案ということで、これが修正案を示すという阿部課長からのお話なので、その中には非常に個人情報が含まれている。また、先ほど4番ですね、神屋敷さんがお話しして、わからないだろうと言いますが、非常に内容を精査していけば、個人情報がそこから映し出されると私は思います。そういう面で、ロードマップにのっとって非公開ということで審議会に諮っていただいて、個人情報を遵守しながら進めていったらいいかと思ひます。賛否をとっていただきたいという意見です。

会長(高本正彦君) はい、ありがとうございます。島田委員、いかがですか。

委員(島田俊男君) 私は、大体の、大まかな概略図、それを一度示していただきまして、それで議論をするのが本筋だと思うんですね。何もわからないままですね、一遍に非公開にされて、ここがこうだ、こうですから、こうですからと、施行者側は、それでパーッと流しちゃえば、それで済んでしまえば簡単で、物事はみんな済んじゃうことなのでしょうけれども、それだと後でほとんどの疑念を地権者の方々はきっと抱くと思うんですよ。だから絶対、個々の地権者の権利とか、そういうことがわからない状態まではですね、公開で論議していただきたいと思ひます。

会長(高本正彦君) はい、ありがとうございました。神屋敷委員。

委員(神屋敷和子君) 4番、神屋敷です。前回の続きで行けば、全体図を皆さんに示すということで、それは小宮委員さんのほうからとか、吉永委員さんのほうからとか、ほかの方からも出ているわけです。それを説明するにおいて、そこで1つ1つ、じゃあ、これは公開にするか、非公開にするかということをお場で話し合えばいいと言っていたものが、なぜ突然こういう形になってくるのか、何かここであったのかと思ひざるを得ないのです。急にこういう話になるというのはおかしいと思ひます。私も、きょう、全体図が出ると思ひました。

それで、市の進め方には3つの問題があります。1つは、私たちが要請書を、私たちが出したのですが、まず、全体の

図面、先ほど言った、宅盤のCG、立体図、それから用途地域図、それから95条の問題とか、特別宅地の扱いの問題とか、路線価の問題とか、そういう全体的な問題を、まず審議委員にもう一度お話しする必要があります。今まで受けていないものもありますし、審議委員として専門家ではありません。複雑難解を極めるこの区画整理事業ですので、まず、そういう説明が必要。その中のほとんどのものは傍聴者がいたっていいし、地権者の方に公開されているものもあるし、するべきものもある。

もう1つは、28回資料の、これはしてくださるものと私は思っておりますけれども、渡された資料ですね、参考資料を完全なものにしていただきたい。この間も、石川課長さんからも「インデックス何番をあけてください」というふうに説明があったのですが、皆さんが同じ冊子を持っていないと、それから、そのエリアの説明を受ける中で、ここをあけてくださいというような資料がなければ、とても審議委員として理解できるものではないと思うので、それをまずやっていただきたい。

それからもう1つ、この市のまとめ方の問題があると私は思います。私は、きょうこの続きがあると思ったので、あの、資料3のところの街路構成図の問題なのですが、そここのところで、換地設計上の課題ということで、間口長と減歩緩和という2つだけの問題に絞っていますけれども、街路構成上で、地権者の皆さんから出された意見というのは、日照と画地、それから不便な点が出てくる、駅から遠くなってしまったとか、東西南北が変わったとか、用途が変わったとか、JRに接近してうるさくなってしまったとか、三方が道路なので何とかしてほしいとか、そういういろいろな要望が出ているものを、間口の接道の問題だけにしているのです。

これ、前から言っているのですが、ここで審議委員がみんなで分析しなければいけないのだと思うんです。それで道路をどうするかという問題にしていかなければいけないのだと思うんですね。特にですね、道路の問題の碁盤の目の問題に関しては、これだけでなくいいのではないかと、いろいろな問題が出ているし、幹線道路の問題も出ている。そこに関して、やっぱり審議委員が十分ここで、じゃあ、意見書の問題を解決するにはどうしたらいいかということから街路の話を検討していかなければいけないと思うんですね。それで計画図面に合意をとるべき、ある程度の合意の方向に行くべきというプロセスが抜けているのです。何しろ、物事の組み立てが、わかりにくいんですよ、羽村市のは。せっかく地権者から意見を取ったのに、それがきちっと生かされて、分析されていなくて、ただただ、碁盤の目の、また同じものが出てきてしまった。でも、これは、審議会で出た意見を解決するにはどうしたらいいかということの問題の話し合いが抜けてしまっている。だから、あくまでも、この碁盤の目で押しつけていくのだということで強行突破しようとするから、こういうなんていうんですか、住民や地権者も非常に負担も多くなるし、苦しい思いもするし、不確実性の中に投げ込まれてしまうという現状が起きてくるのだと思うので、私は、この資料3のところ、意見書からどうするかということ、まだまだ十分議論しなければいけないのではないかと考えています。

公開、非公開については、だから、そのときやるもの、やるもので1つ1つ、皆さんで、ここの審議会の席で決をとってほしいと思います。一気にエリア、個別の話で、きょう、今、ここでというのは非常に不自然です。以上です。

会長（高本正彦君） はい。加藤委員。

委員（加藤照夫君） はい、5番、加藤です。あの、前回の審議会の折りに、図面の新旧というんでしょうか、前後の改善後の図面を、というふうにお話を申し上げたのですが、後日、よくよく、この提出された資料と、当日、説明を事細かくしていただいた内容を検討し直しますと、この進め方のプロセスの誤りというか、私の認識不足だったという部分もあるのですが、ちょっと違っていた部分がありましたので、後ほど確認の意味でご説明をいただきたいと思うのですが、図面ができるということは、ここで要望・意見等を踏まえて、図面というか、換地等を変更して施行者側で今、やっているわけですが、それらがですね、できた図面を提示されると結果物ですね。考えてみますと、やはり、その結果物を出すために審議をしていくのがこの審議会かなというふうなことにちょっと気がついたものですが、多分、審議の過程を、これから進めていこうと、結果物をどうのこうのというようなことではないと思うんですね。

ですから、そこの辺のプロセスの認識の違いを感じたものですから、やはり、結果物を出すための審議会の審議であるというふうなことは当然のことですので、その中に、審議をするものの中に、そういう個人ですね情報、個人情報に関するとか、公表してはならないような部分があるとすれば、それは当然、審議の過程で非公開にしていくべきだということですので、前回、完成物の図面ありきというふうな質問を申し上げてきたのですが、その完成物をつくるためにこれから審議していくのだということですので、ぜひ、そういうふう形で進めていただきたいというふうに思います。そんなことですので、よろしく願いいたします。

会長（高本正彦君） はい、ありがとうございます。それでは、吉永委員。

委員（吉永功君） 6番、吉永です。1次案が1年半前に発表されて、そして多くの意見、五百何名、800件の意見が出されてから1年半ということで、地権者の皆さんは、もう早くその結果が出ないかということで待ち望んでいると思います。そして、今回、そういったものの修正をしたものができ上がったということで、これを審議するわけですが、前回の会議のときに、私も、全体のどういう変更がなされたのか、全体の図面を見ながら個々のことを検討していかなければいけないのではないかと、そうしてもらいたいというふうなお話をいたしました。ただ、これを審議するに当たりまして、全体をやはり発表をしてしまいまして、発表をして審議を待たずして、それが先行してしまうことは大変難しいこと

で、いろいろなことが、うわさというか、出回ってしましまして大変危険というか、難しいのではないかと思います。

そして、私たち審議会委員というのは、審議することを託されている10名でございます。そこで十分な審議をするためにそういったものを出していただきまして、審議をしていかなければならないというふうに思っております。ただし、それを公開するか、非公開するかということにつきましては、やはり十分な意見を委員で出し合っていくために、個人情報につながるものについては非公開でやっていくべきだというふうに私は思っております。そして、十分な審議を尽くされたものを発表していくというふうな形にすべきだということで、やはり審議会は、事業をスムーズに進行させるために設けられているものであります。要するに、どんなものでも通すということではございませんよ、これは、よりよい、この地区の都市基盤整備ができるような、そのようなことをしていくために進めるのに十分な意見を出し合うということにつきまして、やはり、個人情報が絡むことについては非公開ですべきだというふうに考えておりますので、そのような取り計らいをお願いしたいと思います。以上です。

会長（高本正彦君） はい、ありがとうございます。小宮委員、いかがですか。

委員（小宮國暉君） 7番、小宮。私は、この件に関しましては、もともと公開、いわゆるオープン化ですね。それと地権者の共有化、それを最初のときから訴えてまいりました。ただ、この段階に来て、その言葉が、またその内容が、先ほど来からご意見にありましたように、個人情報になる、個人情報に抵触することが予測されるというものに関しては、やはり、公開となりますと問題が発生する。それで、最初、第1次案というんですか、出された意見が集まったところで、こういう見直しをするのだという内容の中に、多分にですね個人的な情報が入り込む余地が大分あるというふうに考えます。前回の私の意見では、全体に公開すべき内容であれば、あるいは、公開しても差し支えないだろうというものがあるのではないかとこのように考えて、そのような意見を言った次第です。できるだけ公開する、これを私は原則として、この審議会の委員としての責務だと、そういうふうに思っている次第です。

今回、議論されている結論から申しますと、やはり、施行者の進め方これにはいささか疑念があることは、私ははっきり申し上げておきますけど、その中に、施行者を心配しているというか、思惑の中に、いわゆる混乱する、非公開にしなければ、あるいは、公開すると混乱するということが大きなウエートを占めているというふうに私は理解した次第です。ですから、そのような施行者側と十分に、地権者の方にもですね、これからは施行者が言われる思惑をですね、やはり「まちなみ」に示して、これからはこういうことなので非公開にしますよということを審議会の結論を出すのは当たり前ですけど、地権者の方にも、よく理解を図るのが当然だと思っております。以上です。

会長（高本正彦君） はい、ありがとうございます。それでは、島谷委員、お願いします。

委員（島谷晴朗君） 3番、島谷です。公開、非公開の問題が出てきているようですけども、ここの件はですね、また後でお話したいと思いますが、基本的に、これは非常に重要な問題を含んでいると私は思っております。区画整理にはですね、いわゆる、個人情報という名目でもって非公開ということはあり得ないのです。それは、ここにいらっしゃる審議委員の皆さんに、よく肝に銘じて理解していただきたい。それは何かというと、この縦覧制度があります。この縦覧制度というのはですね、もともと地権者の方々に地域全体、これは公衆も閲覧できる。公衆というのは、地権者ではない方々も閲覧できるという自由を与えているのです。これは区画整理法にのっとってあるのです。したがって、この縦覧制度の趣旨からいって、区画整理にはいわゆる個人情報ではない。個人情報だから非公開にするという市の考え方、これは全くですね、市の恣意によって、自分たちの思いによってそういうふうになっているのです。

こういう、いわゆる、その、なぜ隠さなければいけないのか、これはもう、区画整理というのはもう何年も、どここのところでも共通してそういうあれが、僕はこの羽村市というのは、審議会の議事録を日本全体で先駆けて公開したのです。おまけに、インターネットで全国発信までしているのです。こういう非常に革新的、こういうような区画整理をやろうとしている羽村市にとっては、非常にこれはマイナスなんです。だから、せっかくここまで羽村市の英断を、なぜ、この区画整理を実際に進めようとするときに、この意思をですね徹底して公開してやるというようなことができないのか、これはもう、1つには、市長及びその担当職員たちの意思に僕はかかっていると思っております。ここのところは非常に重要な点ですので、ほんとうに認識していただきたい、確認していただきたい、そう思っております。

それから、実は、先ほど出ましたけれども、例えば、資料3におきましても、接道間口のこの長さについても一体どういうふうになるのか、その比率の問題もわかりません。その説明もありません。それから、たびたび言ってますが、墓地やそれから井戸、これの調査は個別にやると言っておりますけれども、実際には、ぜんぜん地権者の方が換地されたときに、後になって、墓地だとか、井戸だとか、そのようなことになった場合ですね、これは非常に困ることなのです。中には、それでもよろしいという方はいらっしゃるかと思いますけれども、私たちが聞いた話の中では、やはり、「私は墓地の上には行きたくない」「井戸の上には行きたくない」という方々の意見が大変あります。こういったこともありますし、それから、宅盤高の問題についてもですね、ついこの間の新聞記事によりますと、土地改良の問題などが起こる。その土地改良についてのですね、お金が非常に高くかかる。例えば、こういう宅盤高の問題で今ごろ測定しておりますけれども、実際にそこに盛り土をしたり何かした場合には、その土台をつくるための日時だとか、それから費用だとか、そういったことの話し合いをする必要があるのではないかと。そういったこともわからない状態で行われているわけです。

それからもう一つ、もう一つじゃありませんが、たくさんありますけれども、この図面で修正したところは、修正して、

そしてそれについて皆さんの意見を聞くということ、これは審議会としては当然のことなんです。決して非公開にしてそれを出すという問題ではなくて、多くの人がやはり知って当たり前です。そうですね、私たち、こういう大きな仮換地（案）の図面を100円で買いました。こういうものがおそらく、修正したものが出てくるのだと思います。こういうものを前回のときにも出して、そして、やりましょうということになっているので、いわゆる手順がですね非常に複雑になるというふうなことを言われますけれども、決して複雑ではないのです。そういうふうな、こちらの要求を出した資料がどんどん出て、そしてスムーズにこれが進行できることを私も望んでいます。そのスムーズさを阻害しているのは一体何なのか、そのところを考えてほしいですね。審議会ではないのです。ですから、私は、そういうことの、審議委員としての負託にこたえるためには、できるだけ審議委員が、これは公務ですから、公務を執行しているわけです、私たちは。その公務の執行を妨害するようなことをしないでほしい。そういうふうには思っております。

それから、先ほどもちょっとあれしましたが、用途地域とか路線価とか、そういったことも検討に値する、ほんとうに重要な問題です。今まで用途地域の商業地域にいた人が急にそうでなくなったりとか、そのような問題もありますから、まだまだ、そういうことも、決まってからでないと、それこそ、あれではないですか、皆さん、計画を立てられないのではないのでしょうか。以上です。

会長（高本正彦君） はい、最後に武政委員、お願いします。

委員（武政健太郎君） はい、9番、武政です。私も島谷委員と全く同じ意見です。一応、島谷委員の言う、審議委員の役目というものに関しては早期にこれを解決しなければいけない。そのために私たちは審議委員ということで受けているのであります。ですから、2次の案を早く示していただいて、それを審議するというのが我々の役目だと思っております。ですから、個別に、具体的に審議を進める中で、地権者の要望が反映されているのか、いないのか、これを審議するのが我々の役目だと、そういうふうには思っております。そのために公務としてやっているのでありますから、早急にこれを解決するのが我々審議委員の役目で、それを地権者に早く提示するというに我々の使命がかかっているのだと思います。

私も先に全体を見たいとは思いますが、個々にそれを審議していけば全体がわかることです。そうすれば、すぐに全体もわかります。だから、個々にやっていると、それが一番早く皆さんにお示しできる方法ではないかと思っております。以上です。

委員（武政健太郎君） はい、ありがとうございました。黒木委員、どうでしょうか。

委員（黒木中君） 1番、黒木です。私も、「も」っていういい方はどうかと思いますが、一たん、全体の換地計画の図面はもう随分前に出ていて、それに対して各意見書が上がってきて、それを踏まえて、1つ1つを見直す中からその集約として全体のものが今、一応、形になっている。それを先に見るということに前回の会議のとき、割とこだわりがあったように会議の雰囲気として思うんですけど、きょうは皆さんのお話を聞いていると、個々の見直しのものの集約であるから、やはり個々のものは個人情報にかかわるものだろうということで、全体にこだわらずにですね、個々のものの積み上げとして1つ1つのものを検討していく、それも早急にしたいほうがいいというふうに、皆さんというか、今ちょっとそういうお話を聞いていますと、大多数の方がそう思っているように感じました。

私も、前回申し上げましたとおり、同意見ですので、個々の案件に入って全体を俯瞰していくという作業に入るべきだと思います。そうすると、やはり個々のものが出てくるということになると個人情報の条例その他のものにとつて、それから審議会の決まりにとつて、決をとった上で非公開とするか、否かということを決めた上で進めていくべきだと思います。以上です。

会長（高本正彦君） 各委員さんのご意見をいただいたわけですが、今、いただいたことを直ちに集約してこうしようというのは、とてもいろいろな幅広い意見だったものですから、これは一度、事務局のほうに持ち帰っていただいて、きょうの委員さんの発言を集約していただいて、整理していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大変失礼しました。私、皆さん、委員さんの意見を聞いていると、いろいろな意見がありまして、また、意見の中身も大変深いものもありましたので、直ちに採決云々ということはいかがかなと思ったのですが……。はい、どうぞ。

委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷ですけれども、今、皆さんのお話の中で、個人情報に抵触するものに関しては、公開にするか、非公開にするかということを決めましょうと、そのときは決めましょうということで話があったのだと思うんですけども、市の手順なのですけれども、これからの進め方の手順なんですけれども、もうすぐエリアの話に入るということを考えているのか、そうじゃないですか。先に、宅盤高の立体図とか、全体の、道路がこういうふうになりましたよということがないと、つながりがわからない。特にここは段差があるところですので、これでいいかなと思ったら、JRの下を通る、下をくぐる道路のために、その住民の方の動線というんですかね、動線がよくわからない。後で、こういうことがあったかというようなことでは、後から気がつくということではまずいと思うので、そういう全体的なお話は、まず、あるということですか。その後、エリアの話に入るときには、個々の話になれば、そこで決をとるということで考えてよろしいんですかね。そうでなければ、非常に突然、エリアの話、個々の話に入るといっても乱暴な話で、

とてもこれは人の財産や人生にかかわっていることなので十分審議しなければいけないことなので、審議委員が、すごくそういう立体的、全体的、総合的なもので納得、理解していないと無理だと思うんです、無責任だと思うんですけれども、どうでしょうか。

（「ちょっとね、事務局ね、口を挟むなよ、もう会長が熱心に行っているんだから、途中からそんなことやるんじゃない」と呼ぶ者あり）

会長（高本正彦君） いろいろとちょっと、進行に当たってコメントがありましたので、そのことだけでして、済みません。武政さん、どうぞ。

委員（武政健太郎君） 全体が見えないと個々に入れないというようなお話なのですが、多分、個々に話をするときには、全体の図面と一緒に出てこないというところは審議できないと思うんですね。同時に、その全体の図面を見ながら個々の審議をするということであれば、別に全体の図面だけを先に見る必要はないのではないかと思いますけれども。

会長（高本正彦君） はい、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。だから、全体の図面を見ないと確かにエリアの話とか、個々の話って難しいと思うんですね、どう考えたって、人間って動いて生活をしているわけですから、地域の中で生活しているわけですから。だとしたら、その宅盤の段差の話とか、そういうCGができたのだったら、1,000万円もお金をかけているものであれば、そういうものは別に非公開にすることもないし、段差の問題や、立体的な、特に立体的なことを非常に言われています。「私の、車で行ったときの動線はどうなるんですか」というようなこと。だから、そういうことは別に画地が入っていない図面なんかは皆さんに見せてもいいし、「まちなみ」でも見せていいということではないですか。それでいろいろな意見が来たっていいじゃないですか、その審議委員で決まった、審議委員の皆さんに審議してもらって、こうなりましたという形では、住民はなかなか意見は言えないですよ。とてもこの図面には問題があるということは事実なので、皆さん、意見書の集計を見ましたよね、28回のファイルの中にとじられていますよね。あそこで、この図面がおかしいというのは1人、2人ではないわけです。それを何とかここで意見を集約して、道路や何かを話し合うというのが抜けちゃって、その碁盤の目を押しつけるということでこういうふうになってしまっているのです。だから、そこで合意を取れば、もう推進も、反対もないわけじゃないですか。皆さん、この図面でいいという図面に行けば、そこでいろいろな問題が解決してできていくわけじゃないですか。それを抜いちゃってやっちゃっているからこういう問題になるのですから、何しろこの図面に関しては住民に投げていかないとだめだと私は思うんですよ。もう、決定しましたよ、審議会にお諮りしましたよといった、私は、とてもじゃないですけど責任はとれないですね。

会長（高本正彦君） 話がですね、今、神屋敷委員のお話を聞いていますと、何か一般的な図面まで情報をどうのこうのというふうに関心して、私の聞き方が悪いのかもわかりませんが、あくまでも、個人情報にかかわることについての課題ですので、そういった意味で、例えば、ある人ですね、これから換地の話になっていけば、ある人の土地に対してどのぐらいの評価があって、減歩がどのくらいだと、こういったものは、まさに個々に出てくるわけです。それらの個人の財産、そういうものにかかわる個人的な情報についての情報管理についての話ですので、今おっしゃったようなことまでですね個人情報に該当するとは私は思いません。したがって、そういう意味で、少し、何というんでしょうか、個人情報というのを、自分の個人情報なのだとことを踏まえてですね、ご判断いただきたいということだと思います。

それで、先に進むような形で申しわけないのですが、ここらあたりで一度整理するというか、個人情報について、非公開にするかどうか、これについて採決をさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（高本正彦君） どうぞ。

委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷、質問なのですが、今、会長さんがおっしゃったのは、個々の話になったことに関してどうするかということの決ということですよ。先ほど、会長さんもおっしゃいましたが、私が言った一般的な図面に関しては、それは個人情報じゃないから皆さんにお見せするというで話をしているわけですよ。それでよろしいわけですよ。

会長（高本正彦君） はい、どうぞ。

委員（黒木中君） 先ほど皆さんのお話を聞いて、私が感じたことと、私の意見もそうなのですが、私も含めて6名の方がですね、これから出てくる資料については個人情報を含むので非公開にしてやるべきだというふうなご意見だ

ったと思うんです。

会長、傍聴人が発言をしているみたいなので、どうかしてください。

会長（高本正彦君） 傍聴人は発言を謹んでください。よろしくお願ひします。守れなかったら退席していただきますので、その旨、よろしくお願ひします。

委員（黒木中君） 今みたいなのが、やはり公開でやると起りますので、施行者側も、その全体の図面を出すに当たっては、もう1回、1年半以上前にですね、全体の予定の図面は出ているわけで、それに対して個々の方が意見書をお寄せになったものを、その意向を取り入れて変更図を個々に検討して、それを集約したものが全体になっていて、まだそれは発表できるような状況のものではないということですから、それらを1つ1つ見ていく作業というのは非公開のもので行われるべきだと思いますので、よろしくお願ひします。

会長（高本正彦君） ちなみに、今の換地ですね、非公開については、参考程度に聞いていただきたいのですが、私どもが東京都でやっていたときには、一切、ほかの人には出しません。つまり施行者対個人ですから、私と島谷さん、東京都と島谷さん、この間でしかその情報は発表しない、説明しない。ですから、武政さんがどうのこうのというのは、そのぜんぜん島谷さんについては、我々施行者としてはお話ししないし、もちろんほかのことも含めてですね、そういった形でですね、やってきたんですよ。ですから、それがいいかどうかはいろいろあるでしょうし、いろいろなやり方があるのですが、やはりそのくらい個人の財産ということにかかわって慎重であるべきだということで、先ほど来、こういったことが出てきているのだと思いますけれども、はい、どうぞ。

委員（島谷晴朗君） 3番、島谷です。もちろん、私個人ということではなく、ここに出てきているのは皆、審議委員として出ておりますので、審議委員に対するあれで、いわゆる、島谷個人ではなくて、島谷審議委員という立場ですから。そういう審議委員という公的な立場での情報は、やはり知って。

会長（高本正彦君） 審議会で議論するというのを含めてですね。

委員（島谷晴朗君） もちろんです。それから、先ほど黒木委員がお話になった、個人情報だからというのは、見ないとわかりませんよね、私たちには。市がそう言っているのであって。市がそう言っているから、これが個人情報に該当するかどうかというのは、前々回でしたか、それを確認して、そしてその時点で公開、非公開にしようというような話だったと僕は思っております。ですから、いわゆる今ここで決をとる、決をとらないという問題は、要は、その個人情報に、市は、個人情報だというすべて出さないと言っているのですけれども、僕は、先ほど言ったように、個人情報といっても、何も氏名とか住所とか、そういう個人情報は必ずしも秘匿するものではないと思っておりますし、それから区画整理に関する、例えば減歩に・・・資料出していただいた、ここに出していただいた資料、こういうものは、もう氏名のところを消せばすべて公開できるようなものになっているわけです。

そういうことで、やはり、僕たちは、用途地域も決まっていなくて、それを審議会、当然、資料を出して下さるでしょう。そして、その用途地域のことについて審議委員もやるでしょう。でも、そういうことは、そういうその審議の内容は、何もその、できるだけ住民の方々に知ってもらいたいし、宅盤高のことについても知ってもらいたいし、それを「個々でやります」なんて言うけれども、私たちは住民の代表でもありますから、ですからそういうことはやっぱり、個人情報だから、その秘匿するとなると、私たちも住民の方々に、話していいものか非常に困るのですよ。はっきり住民の方々にやはりわかるようにしていただきたい。それは切実な願ひです、私は。「秘匿しました、審議会では非公開でやりました」といったら、そうすると、それを住民の人たちに話をするのは、こんなの非公開でやっているものを話すというのは、そういう戸惑いがあるんですね。ですから、できるだけこれは公開にしてやっていただかないと、私たちの立場もむしろ、非常にその狭間にあって悩んでしまう。おそらく皆さん、ここにいらっしゃる審議委員の方はみんな私と同じ立場ですから、同じ思いをお持ちになると思います。

会長（高本正彦君） はい、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 3番、神屋敷ですけれども、今、黒木委員さんがおっしゃった、これから出てくる資料によるということで、資料を市はどういうものを出そうとしているのかを、まずお聞きしたい。それから、あとやっぱりわかりやすい、区画整理自体がすごくわかりにくいし、この西口の事業自体が非常に無理がある事業なので、わかりやすいということがね、地権者にとって、いつの間にこんなふうになっちゃったのか、エッというような問題が起きないように、わかりやすい状況でと思うので、できるだけ公開していくという形をとっていくべきだと、私は西口は特にね、西口方式、西口方式と1期でも言ったんですけれども、いろいろな点に関して、新しく「今までの区画整理の反省をもって」と会長さんも言ってくださっていたのですけれども、変えていくぐらいの気持ちで、皆さんにオープン化していく必要があると思うんです。まず市としてどんな資料を出していくっていう考えでいらっしゃるのか、まず、それをお聞きしたいと思います。

会長（高本正彦君） ちょっと待ってください。話が半分広がってきて、いずれにしても、今回、個人情報ということで、その個人情報は何をという話はあるのでしょうかけれども、それをどういうふうにするかという仕切りをですね、一応、きょう、そういった整理をしているつもりなのです。ですから、これが個人情報かどうかという議論が生じてくるのもこれからあるかもわかりませんが、それはそれでそのときに議論しようと会長として思います。それで先に進んでいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員（神屋敷和子君） 済みません、4番、神屋敷なのですけれども、先ほどから事務局のほうからいろいろメモをもらって、会長さんも、副会長さんももらっていらっしゃるのですけれども、どういうふうに、この議事を進行していこうとお考えなのでしょう。

委員（黒木中君） 私のほうからでもいいですか。どういう資料を出してくるつもりなのですかというご質問がありました。前回も前々回もそういう説明はあったと思いますよ。その上で、「この部分については個人情報が入っています」という説明は何回もあったと思います。それで、この議題のですね「福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業にかかる換地計画（案）の見直しについて」ということで、3回目ですか、継続審議をしているわけです。それで、今のところ公開ですとやっているわけなんですけれども、施行者側から、これから出す資料は個人情報が入っているという見解で私たちも説明を受けて、そういうものを出しますと、それを検討するに当たっては、今後はその部分を検討している間は非公開で行こうということをお願いして、そのことの決をとってもらいたい。個人情報があったら、公開、非公開にするかというのは、今、決める問題ではなくても、個人情報があったら非公開としてやると。その非公開としてやるということは、皆さんの多数決で非公開と認めてやりましょうという多数決をとる手続きを経なければいけないので、その手続きをとったかどうかということをお先ほどから申し上げているのです。

会長（高本正彦君） はいどうぞ

委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。黒木会長代理のお話なのですけれども、審議委員というのはチェック機能なのです。市の思惑どおりに動いていたら、それはお墨つきを与えるだけのものになってしまっていて、私たちは地権者に負託されているんですよ。今、黒木委員さんのほうは、前から説明があったと言いましたけれども、私はそれを確認したいと申し上げているのです。例えば、用途地域のA0番とか、いろいろな意見が出たと思うんですよ。それから宅盤の話、そういうものをもって、まず、全体の説明をするというお話があった。それは、だから、そういう手順をどういうふうにして市は進めようとしているのか。もう一つ、会長さんは、この席で議事をどういうふうに進めようとしているのか、これがあいまいだったら、全部地権者に響いていくのです。あいまいな中で、わからないまま、煙に巻かれたまま、全部、市の出してきた、やりやすい、新都市と市がやりやすい方向で行ってしまったら、それで果たしてこの住民が幸せになるかどうかなんです。後で、清算金がエーッという形になったりとか、減歩がエーッという形になったり、井戸の上に行ったり、お墓の上に行ったり、それで、「審議委員は知りませんでした、それは市の責任ですから」と言えますか。それは言えませんよ。だから、私たちはそれだけの資料を要求しているのです。

期間が長くかかる、長くかかると言っていますけれども、それだけきちっとした資料が今まで出ていないからなのです。ちゃんと整理したものが出ていないからなのです。責任を持ってくださいよ、どうしますか、これ。

会長（高本正彦君） どうぞ。

委員（黒木中君） どうも議論がかみ合わないのはなぜかと思っていたら、1年半前に全体の換地計画については、もう審議会で審議をした上で意見を付してですね、それで発表になっているんですね、1回。それについて個々の人が意見を出してきて、その要望にこたえられるところはこたえて修正案をつくったという話ですから、それを住民の方は早く見たいわけですね。そういう段階にあって、最初から何か、神屋敷委員の話の話を聞いていると、その手続きがまるでなかったみたいなお話ですので、ちょっとかみ合わないかなと私は思うんですけれども。

会長（高本正彦君） はい、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 地元におりますといろいろな声が聞こえてくるのです。ここの地権者です、私たちは。地権者の中でいろいろなんで、黒木委員さんは資料でまとめたものを見ていらっしゃるんですよ。これだけ多くの反対意見とか見直し意見があるし、それなのに、早くしてくれ、早くしてくれという声なんて、そんなに私、聞いていませんよ、街の中で。やはり、どんなにやっても、きちっと1年前、2年前にやっても、それがきちっとまとめられていなければ同じことの繰り返しなのです。今度、2次案を発表したら、また意見書は出せますよね。でも、そのまま決まってしまう人もいますよね。そうですね。それはわかっているんですよ。審議会にはかかりますよ、でも、今度のは今までのと違うんです。1次とは違うんです。今度、仮換地指定に結びつく方も出てくるのですよ、その責任なのです。審議するからいい、市が案を出して調整したからいいという、そういう簡単な問題じゃないですよ。全部その人の

人生にかかわってくるのですよ。そのところをきちっとやらなければだめで、それだけの資料が整っていないと私は言っているのです。前回、そういう話も出てきたじゃないですか、ほかの方から、だから、そこをきちっとやっていただきたいのですけど。

会長（高本正彦君） 武政委員。

委員（武政健太郎君） 何かほんとに議論がかみ合っていないかな、という感じがしますね。なぜかという、やっばり出てきたものをほとんど信用していないというのが神屋敷さんと島谷さんのご意見のようなのですけれども、やはり、出てきたもの、2次案を我々が、ようするに審議するために来ているのですから、それが全然意見されていないとかということや頭から決めてかかるのではなくて、どこまできちんとできているか、意見が通っているかと、それを審議するために我々はいるのであって、そのために早く新しい2次案を我々は見なければいけないのかなというふうに思いますね。

会長（高本正彦君） どうぞ。

委員（吉永 功君） 6番、吉永。先ほどからね、これから審議する資料が整っていないとかどうという話も出ていますが、見直し案がどれだけ見直されているかもわからないわけでしょう。それを見ないうちに、そういうことは言えないのではないかと。おそらく、私も、もう見たくてはいるわけですが、あれだけの大勢の方が出してくれた意見について、市当局も、技術的にもですね、多くのことがもう直されていると、それは、できるもの、できないものもあるかもわからないけれども、そのものを見ないうちに今のような議論はできないと思うんですよ。ですから、私も早く見たい。公開、非公開は別ですが、ちょっと別におきまして、早く見て、早くどれだけ直っているか。特に、間口の問題なんかはどれだけ直っているのか、そういう問題を見たいわけですよ。その前段階で、見ないうちに、こういう議論をしているのは大変虚しいと思うんですよ。ですから、早く見て、それで審議をした後にですね、2次案が出て、さらには意見書を受けることになることだと思います。ですから、やはり、これは直したものを早く、一刻も早く審議をしていかなければならないということで、早く進めていただきたいと思います。

会長（高本正彦君） 私も不勉強の部分があったりなんかしているのですが、現状です、市のほうでどういった作業というんですか、今まで、換地を発表して、意見書が出て、意見書に対していろいろと市のほうで整理されて、その結果、変更なら変更するとかいうことで、また再度、縦覧する等、流れていくと思うんですね。私の経験ではそうしていたのですけれども、私自身が不勉強で申しわけないのですが、ちょっと市のほうにお聞きしたいのですが、現時点はどこまで来ていて、それで、できましたら、いつごろまでに何をやるということができぬお話しできれば、ごく簡単に結構なのですけれども、そこらあたりの共通の認識を持った上で議論していく必要があるのではないかと考えていますので。事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） るる、審議委員の方から意見をいただいて、私も書きとめておりますけれども、基本的に、私どもとしましては、区画整理事業の事業認可をとって以来ですね、区画整理事業でこの事業を進めているわけですから、平成15年のときに事業計画として既に東京都から認可をいただいている。これに対して、区画整理審議会を立ち上げながらですね、るる、整備の手法とか基準を定めて、平成20年2月に第1次案として発表させていただいている。これは、区画整理のプロセスの中での発表でございますので、本来であれば、第1次案を発表してですね、換地計画の決定という手続きになりますけれども、ご承知のように、既成市街地でございますから、施行者として、私どもも、今までの例にならわずに、羽村市として既成市街地の点を踏まえて修正をもう一度したいということで意見を募った経過があります。これは、先ほどから出ていますように、581人、870件の意見が出ています。この意見をもとに修正を加えているわけですね。

その中で、先ほど言われているように用途の問題、あるいは墓地の問題、街路の問題、いろいろな問題を踏まえてですね、区画整理設計基準に基づきまして、見直し作業を一年半かけて行ってきたということです。この行ってきた経過につきましては、2期の1回の審議会するときにもお話ししましたように、審議会の意見を聞いた後に発表しますというふうに申し上げているわけです。全体計画を発表できるのであるならば、審議会の意見を聞かずにですね発表することもできるわけです。そうではなくて、羽村市としては、審議会の意見を聞いて発表していきますというふうにお答えをしているわけです。

後ほどお話ししますからいいです。当然のことのようにというふうに言っていますけれども、手続き的にそういうふうになっている。これから個々の換地を説明していく段階において、全体計画で第1次案を、もう示しています。道路街路図は、ここがこういうふうになっています。変わった結果の図面もできています。「なぜこの道路はこういうふうになったのですか」は、意見書をいただいて変えているのです。その関連がありますから、審議会にかけるときには、全体にお示しをしますし、個々の街路についてもご説明をしますというふうに申し上げている。変えた理由が、意見書をもとに変えていますから、関連がありますので、全体的には対象文の中で行くと、非公開というか、個人情報に該当しますよということをお知らせしているだけで、私どもは、羽村市の個人情報保護条例に基づいてその手続きを踏んでいるというだけでございますので、段階的なものについての準備はすべて整っておりますので、今後、審議会のほうでエリアごとにご説

明をしてまいりますけれども、その際には、もう既に資料でご説明をしていますように、こういう資料を提示しながら、個人名が入ったものをどんどんお出しして、審議をしていただいて発表できればというふうに考えておりますので、その点につきましては、先ほど黒木委員が言われていたとおり、その手続きの流れの中で私どもは行っているということでございます。以上です。

会長（高本正彦君） はい、わかりました。ちょっとまってください。私が不勉強でわからなかった部分は、要は、もう1次案に基づいて換地の発表をして、それに対する意見書を受けたと、この事実があって、もう1つは、片や事業計画の変更もやられるわけですか。それは意見書を踏まえた事業計画の変更、こういう理解でいいのですか。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 当然、今回の修正案をお示した後に、それに伴って、すべての事業計画を変更していくと。

会長（高本正彦君） 例えば、道路を直したり、修正したり、その事業計画をこれからあわせてやると、こういう理解ですか。はい、わかりました。どうぞ。

委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。今おっしゃったとおり、事業計画の変更もかかっているような事業なのですよね。ですから、なおさら、住民や地権者の方の意見がこちらに来るような形で、中間的なものでも出していく。例えば、この人の、こういう意見があったから、こういうふうにこの道路はなりましたと、そういう話だって、この人のというところは言わなくても、ここはこういうふうに8mから6mになりましたとか、5mから4mになりましたということの説明があるのは、そこまで隠す必要はないと私は思います。

それともう1つ、今度出された案が皆さんの意見に伴って直ったかどうか、正しいか、正しくないかというのを見極めるのは、つくった道路図面だけじゃなくて、高さとか立体的なものも関係してくるから、そういう話も前に用途地域とか、そういうものも必要ですよと私は言っているのです。その段階では、できるだけこれはもうオープン化するということは、もう羽村駅西口の区画整理としては前から述べられているものなので、その辺のことまでは、何もすぐエリアで、全部その個人情報の非公開に結びつけてやるという必要はないでしょうというふうに、私は、できるだけ公開すべきだということを言っているのです。

会長（高本正彦君） はい、どうぞ。

委員（島谷晴朗君） 3番、島谷です。前回、この審議会で、何人かの複数の審議委員で、出してほしい全体図だとか、そういうものの要求があったわけですよ。それはもう皆さん、よく記憶していらっしゃると思います。そういうことを要求して、そして、こちらとしては当然そういうものが出てくるものだと思います。そういうことでですね、きょうの審議会で、それを見て、また議論するのかなと思ったら、いや、そういう資料は出てこない。ところが、今、阿部課長のほうから、いわゆる計画図で、換地計画の図面まで変更するようなことまでのあれがあるとすれば、何もその、僕は、先ほどから同じことを言っているから繰り返しませんけれども、一応、個人情報でどうのこうの、それを非公開にしますから、ここで先に決をとりましたとか、そういう発想でなく、発想でなく、そういう出せなかった、出せないということもおそらくわかっていたのではないかと僕は思うのだけれども、その理由をちゃんと説明をして、そしてここで、この間、審議委員が要求したような図面もちゃんと用意して下さってね、していれば、この審議会は、何もこんなことで時間を取ることは何にもなかったなど、そのような、どうしても意思が伝わってこないのですよ、こちらに、市の考えていることが、ほんとに伝わってこないのですよ。そう思いませんか。思いますよね。だから、事務局に僕たちは言っている、事務局というのは管理課ですね、言っているのですけれども、そういうことがどうしても伝わってこない。ほんとにこれはおかしい。

会長（高本正彦君） 今、島谷さんが言っている、出てこないというのは、事業計画を変更して、変更したことに基づく申請の換地設計という意味ですか。

委員（島谷晴朗君） いや、そうじゃなくて……。

会長（高本正彦君） 事業計画そのもの？

委員（島谷晴朗君） ええ、そうです。

会長（高本正彦君） 変更する事業計画そのものがまだ市のほうから正式に出てきていないということですか。

委員（島谷晴朗君） そうです。ですから、そういうことがわかると、我々もどういふふうに次、あれするのかという考え方も立つし、そしてそれに対して、やはり素人ですから、勉強しないとね、いわゆるそのよくわかっている方がたく

さんいらっしゃる。それはもう結構なのですが、私たちはもうほんとに素人ですから、私たちがわからないと住民はもっとわからない、そういう考え方でやっております。だから、そこのところをもう少し親切にやってもらいたいと思いますね。

会長（高本正彦君） ちょっと済みません。私から市のほうに、今の島谷さんのお話で、事業計画の変更は、認可を得て、それをまだ発表していないとか、そういう話なのですか。事業計画は変更されたのですか。

（「してないです」という呼ぶものあり）

ごめんなさい、事業計画の変更の案を審議会で議論したという話？

委員（島谷晴朗君） いやいや、そういう状況はこっちはわからない。

会長（高本正彦君） ごめんなさい。

委員（黒木中君） 島谷委員さんと神屋敷委員さんのおっしゃることもよくわかるのですけれども、やはり、1 権利者と、それから審議委員としての立場というのを、私は、ちょっと混同していらっしゃるのではないかと思うんですけれども。今の、どこの段階だと、先ほど阿部課長がおっしゃったことに基づいて私が感じたことを言いますと、事業計画の変更もするかもしれないということですよ、今後ですね。だけでも、それについては、何で事業計画の変更をするのかという、1 次案を示して、住民から要望が上がってきて、それを取り込んでいろいろ変更案をつくっていった結果、こういうふうなものが今、でき上がっていると。それを皆さんに審議してもらった上で、事業計画の変更が必要であれば事業計画の変更もすると。だから、審議をしてもらいたいものだけでも、その審議にかかわる資料には個人情報が含まれていますから、この継続審議の中で、今後そういう個人情報が含まれている資料を出すに当たって、審議会を公開、非公開、そのどちらかを決めてやってくださいということだと思うんです。

島谷さんがおっしゃっているようなことも、広く公開していったほうが良いと、縦覧制度があるのだから、区画整理の審議会で非公開というのはおかしいというようなご意見も先ほどありましたけれども、それは島谷さんのご意見であって、縦覧制度というのは、やはりそのタイミングで公開していくという法律的な予定ですので、その意思決定過程で、意見書が出ているものについていろんな方の思惑というか、個人の意見が出てくるわけですから、それらを審議する場を公開にするというのはいかがなものかと。早くその審議に入って、その成果をですね、見極めて意見を言うという作業に入ったほうが良いのではないかと私は思います。それで、非公開にして資料を出していただいて、この継続審議を続けていったらどうかと。今ので、お答えになりましたでしょうか。

会長（高本正彦君） はい、島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 今のお話はよくわかります。それで、このことはね、もう今までで、例えば、審議の中に非公開にしないかならないものは、これは会長が諮って非公開にすることができるというふうに、今までそうになっていたわけじゃないですか。それは1つも変わっていないのですよ。だから、何で先行的に非公開にしないかならないのかというのが、今までの私の議論だったわけです。だから、そのとき、そのときで、会長が諮ってやれば良いということですよ。

委員（黒木中君） 継続審議をしていて、ここから先、個人情報を出しますから、ここから先は非公開にしてくださいというふうな投げかけが施行者側からあって、それについての議論でこう長引いているんですけれども、だから、先行してということではないと思うんですよ。例えば、ここに資料を見なければ公開、非公開がわからないので、ということで配りますよね。これを見て、公開、非公開にするか決めてくださいという話になったら、公開の審議会の中に非公開にすべき資料が出ることになるわけですから、それは、傍聴人の人が、「それをください」と言えば、手続き的には渡さなければいけないことになるし、そういうことになるわけですね。ですから、審議委員としてそれを見るのと、1 地権者として見るっていうのは、やはり違うと思うんですよ。

ここで出る資料は全部、傍聴人にも渡してくださいとか、たしか島谷さんからだったか、違ったら済みませんが、随分早い時期の段階の審議会のときに、おっしゃったので、ここで見る資料は全部、傍聴人の方にお渡しするような手続きに、事務局、なっていますよね。なっているんです。ですから、公開でやっているものを、ここだけ見せて、傍聴人の方に見せないで、それで判断をするというのは手続き的におかしいと思うんですよ。わかりますか。公開の場に出てきたものを非公開にするというのはできないので。

会長（高本正彦君） 島谷委員。

委員（島谷晴朗君） だから、そのいわゆる今までの、その都度、諮って、非公開にするということで僕はやっていけないのではないかと。今、黒木委員は、いや、やはり、公開を途中で非公開にするということが手続き上、何か大変なこと

があるんですか。

委員（黒木中君） いや、そうじゃなくて、島谷さん、今までも非公開の資料を公開の審議会の場で審議委員に配ったことはないと思いますよ。審議委員に、公開されている審議会の場で、非公開にすべき資料を配られたことはないと思いますよ。ですから、そのことを言っているのです。今まで、継続審議で審議していて、これから先、非公開にすべき資料が出ますと。ですから、これから先の審議は非公開にして審議委員でその資料を見て審議をしましょうと。その手続きのためには、先ほどおっしゃったように、決をとらなくてはいけないので、決をとったらどうですかという話をしています。何も難しい話をしているわけではないのです。

例えばですね、今は公開ですから、その資料を見てみなければわからないじゃないかと、公開、非公開が……。じゃあ、資料を配りましょうと、公開の席で配っているのですから、傍聴人の方から「公開の席で配っているのですから、私たちにもその資料をください」と言われたら、これは手続き的にお渡ししなければいけないわけですよ。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。以前にも途中から非公開になった場合ってあったと思うんですよね。あったじゃないですか、途中から。資料のことに関しては、それはどうにでもできると思うんですよ。最初に、議事の内容がわかっていないのに、公開にするか、非公開にするか、決めちゃうこと自体がおかしいんです。

委員（黒木中君） いいですか。そこら辺で誤解があったのかなと思うんですけど、非公開にすべき資料を配って、それで公開にしていたものを途中から非公開にしたことはないと思いますよ。これは継続審議ですから、同じように今、継続審議をしていて、何回も申しますけれども、これからその審議の中でお配りする資料は非公開にすべき資料ですからということなので、何も先に、前もって非公開にするということではなくて、ずっと継続審議をしてきて、これから出てくる資料が非公開のものだから、じゃあ、そういうふうな形でやりましょうかということを決をとって、非公開にしてやったらどうですかという話をずっとしているんですけれども。

会長（高本正彦君） どうぞ、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。いかに排除しようかと考えているとしか思えないのですけれども、別に何をやるかが先なのだと思うんですよ、非公開にするか、公開にするかが先ではなくて、何をやるかが先なのだと思うんですよ。

会長（高本正彦君） どうぞ。

委員（武政健太郎君） 済みません、もうこの辺で決をとっていただきたいと思うんですが。次回からようするに審議の内容をこういうことをやりますと、ですから、個人情報が含まれるので次回からは非公開と、それで一応、決をとっていただいて議事を進めていっていただきたいと思います。

会長（高本正彦君） どうぞ。

委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。このやり方は、この審議会は乱暴ですよ。前段階に、例えば全体の説明がある可能性は十分あるわけじゃないですか、宅盤の話、立体図の話とか、そういうのを踏まえて次の2次案の話に入っていくというのが普通ですよ、次回に関してね。図面を見ていないじゃないですか。だから、その図面じゃないんですよ。その図面じゃなくて、用途地域とか段差の問題、立体図、前から住民が見たい、見たいと言っている立体図、そういうものですよ。そういう話があって2次案に入っていくならいいけど、直ったか、皆さんの意見が生かされたかどうかというの、そういうのがわかってからじゃないとだめだと思うんですよ。きちっと審議していかないと正確なものはないと思うんです、正確な意見は言えないと思うんです。

会長（高本正彦君） はい、どうぞ。

委員（黒木中君） 意見がいろいろあるようですので、見ないとできないとか、見なくてもできるとか、その個々のものは別にして全体のものだけ、個人情報がわからない分だけをよりすぐって出して議論することもできるじゃないとか、いろいろな考えがあると思うんですけれども、施行者側からは前々回から、一貫してこういう方向でやりたいということの説明を受けていまして、先ほどの、一番最初に会長が、1人1人のご意見をお伺いしたときと、その後の議論等です、意見が変わっているということはないように思いますので、このまま行っても平行線ですので、ここら辺で決をとっていただいたらいかがでしょうか。

会長（高本正彦君） そうですね。いろいろと議論をしていただいて、あらかた、いろいろな意見も出尽くしたかなという感じもしますし、また、さらにこの議論を進めても平行線のような感じもしますので、ここで決をとって方向を定めていきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「これ、汚点ですよ、汚点を残しますよ」と呼ぶ者あり）

会長（高本正彦君） それでは、いわゆる、個人情報が入った調書、こういったことの審議になりますので、審議会を公開するか、非公開にするかということで採決をさせていただきたいと思っております。

委員（島谷晴朗君） その前に、非公開部分のあれは、見せてもらえないんですね。前回に出たあれも、みんな非公開にしてしまうわけですね、前回、要求しているんですけどね。

会長（高本正彦君） 今のあれは、非公開ということは、傍聴人の方にご遠慮いただいて、その審議会委員として責任を果たしていただくためにもですね議論するというところで、その中には、当然、議論に必要な資料なり、そういったものは出てくるわけで、今の島谷委員のご質問はちょっとよくわからないのですが。

委員（小宮國暉君） 7番、小宮です。次の会は、こういうことの議題をするから非公開にするというふうな決をとること自体、私は結構だと思います。ただし、その内容がですね、その非公開の審議の内容に応じて、これは「まちなみ」とか、各戸配布とか、そういうことで皆さんに知らせるべきだとなったら、その資料はですね、オーケーだという結論になったら、速やかに施行者としてオープンにしてもらいたい。ただ、審議会の中ですね、非公開部分と公開部分があるのは、これはもう明らかです。公の部分と部分の部分はかみ合っていますから、そういう意味で、私は、この会議全体を公開にするか、非公開にするかは事前に決めて、それで、もちろん内容の説明をしてもらってね。それでその非公開の場で、これは公開してよと、皆さんの意見を聞きながら、これは非公開部分だという認識を、その資料をもとにして議論を進めながらやっていったらいかがでしょうか。

会長（高本正彦君） いろいろなやり方があると思うんですけども、私が経験した中では、例えば、今回はこういった議論をやりますので、今回は非公開でやりますよということをこの会で決めるわけですね。もう1つ、当然、1つの同じ日の審議会の中で、非公開と公開と話題が2つあるという場合もあるわけですね。そういった場合には、公開の部分を先にやっておいて、これからは非公開でやりますと、こういう運用の仕方が当然ありますので、まあ、工夫しながらできるのではないかと思いますので、そのようにしていくかどうかと。

委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。じゃあ、エリアの話になるところからどうするかというだけの決であって、そういうことで考えてよろしいですか。

（「また話が戻っちゃう」と呼ぶ者あり）

会長（高本正彦君） はいどうぞ。

委員（中野恒雄君） 2番、中野です。昨年の11月30日、第2期の3回目の資料の中にですね、こういう資料があると思うんです。これを皆さん、全然読まないで、それぞれ、恣意的な問題を提起しているわけですが、これを読めば、本来なら、第4回を過ぎてですね、もう今回5回目ですから、過ぎていなくてはいけないわけです。この中にちゃんと、説明資料ということでずっと載っているわけですよ。これはどういう内容かと言えば、これは個人情報が入っていますから、それで非公開にしようということで、私はもうこの時点から賛否をとるべきだということを言っているわけです。ぜひともですね、今回、進めるためにも賛否を早くとっていただいて、是非とも会長さんにそういうふうにご賛否をとっていただきたいということでもあります。

会長（高本正彦君） はい、どうぞ。

委員（島谷晴朗君） 今の中野委員の発言ですが、このことはね、そのときに、こういうものを初めから出してもらったら困るという意見は出ているんですよ。そうしましたらね、当然これは市の考えでそこに書かせてもらいましたと、ちょこっと、そのこんなところを書いてもらって、審議会が諮らなければいけないものを、ちょこっとそこに書いて、その審議会を通り越してこんなことを書いては困るという反対意見が出ているんですよそのことを覚えていらっしゃると思いますよ。以上です。

会長（高本正彦君） いろいろと議論が尽きないのですけれども、そろそろ整理をさせていただきたいと思います。いろいろと各委員からご発言をいただいたのですけれども、この事業、福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業これの見直しについて、今後の審議の進め方ですけれども、皆さんのご意見なり、要望を踏まえた、権利者の多くの方から、そういった意見、要望が出ておりますので、これらの情報を踏まえて審議をすることになります。そんなこともございますので、それらの審議については非公開とすることにしたいと思いますが、採決をとらせていただきたいと思います。

それでは、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会長（高本正彦君） 賛成6名でございます。
反対の方の挙手をお願いします。

（反対者挙手）

会長（高本正彦君） 2名の方が反対ということで……。

委員（島田俊男君） 確認なのですが、今の決は、会長さんがさっきおっしゃいましたよね、2番目に、途中から非公開の部分もあるから、非公開ということで、それで今、決をとったわけですよね。

会長（高本正彦君） いや、今回の審議会は、今回の審議会はですね、皆さんの意見・要望が出てきている意見書についての審議ということで、これらについては個人情報が含まれるわけですね、当然。そんなことですので、個人情報保護条例、あるいは情報公開条例の趣旨を基本に考えて、非公開とするということについての採決です。非公開です。

委員（島田俊男君） その非公開ということは、当事者の利益を害さないためにするわけですね。

会長（高本正彦君） そういった面もあるでしょう。

委員（島田俊男君） 当事者というか、大まかに言えば地権者の方の利益を、市はどうでもいいんですけど、そのなんというんですか、財布の中身をさらし出すようなことはしないということで、今、決をとったわけですか。

会長（高本正彦君） そういうご理解もありますね。

採決の結果、賛成の方が6名、反対の方が2名で、今の島田さんのご意見があったということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「保留」と呼ぶものあり）

それでは整理させていただきます。いろいろと議論をありがとうございました。ただいま採決の結果、賛成の方が6名ということで、本件について了承することに決定いたしました。ありがとうございました。

それでは、その他ということで何かございますか。

委員（神屋敷和子君） 済みません、今、何をということがちょっと抜けてしまったのですが、教えていただけますか。

会長（高本正彦君） 羽村市個人情報保護条例及び情報公開条例の趣旨を基本に非公開とすることについて採決をしたつもりでございます。その前提として、皆さんの意見・要望を踏まえた審議になりますが、個人情報が含まれる審議については非公開とするということで採決をいたしました。

会長（高本正彦君） はいどうぞ。

委員（神屋敷和子君） じゃあ、今の結論だと、それ以外は公開ということですね。

会長（高本正彦君） 原則公開。ただ、原則公開ということは、それ以外、予想されない部分ですね、非公開にせざるを得ない部分はお諮りして非公開にすると……。

委員（黒木中君） ちょっといいですか。どうも何か、「福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業にかかる換地設計（案）の見直しについて」というのが議題になっていまして、継続審議で、前回、前々回とやってまいって、ここで、これからの、これにかかわる継続審議の今後の審議については非公開にするということが今、決まったのだと思いますね。

ですから、これから出てくる資料は個人情報を含むものが出てくるということなので。だから、もう同じこと、もう決をとったからいいです。

（「この資料の中に個人情報が入っているものが出ますよということが書いてあるじゃないですか。」と呼ぶものあり）

委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷ですけど、だから、きょう、その資料をどういうものが出るかを一覧表で出して、市が説明すべきだったんですよ。そういうものも何もなくて、ここに出る資料なんて、こんなみんなに今、見せているじゃないですか。こういうやり方をしますよと、個々のこれに関してはそうかもしれないけれども、全体図や何かで、個人情報にかかわらないものだったら一般の方にどんどん見せていかないと、いろいろなところで地権者との間にトラブルが出てきますよということですから。だから、今の採決はいいですけど。

会長（高本正彦君） はい、もちろん、原則的に、項目としてこういったものについては非公開とするということは必要なのでしょうけれども、個々の審議会において、次回については、これからこういったことを審議しますので非公開としますというようなことで整理は十分できますし、それはダブってもそういうことをやるべきだと思いますので、いろいろとあるのでしょうけれども、ご理解いただきたいと思います。

会長（高本正彦君） それではあと何か・・・。何ですか。

委員（神屋敷和子君） 市のほうにお願いがあるのですけれども、要請書ということで審議委員3名の名前で出しました、要請書が21日までに回答くださいというものがあつたんですね。各エリア、街区、画地の説明に入る前に資料を提供し説明してくださいということで、公共施設等の全体計画図、用途地図、それから95条とか、幾つか項目を挙げています。そういう説明をきちっとしてからやってください。

それから次に、28回の資料を、みんなが同じものをもって、「では、インデックス何番を教えてください」と言ったときに、同じ資料が入っているものをそろえていただきたいのです。その中に、「1期の方は、自分の資料から抜いてください」というのではなくて、それは地権者の方が第1期の例えば説明と資料で説明したりしなければならぬことがあるので、それはそれですので、市のほうで追加してくださいとか、そのような要請書を出したのですけれども、回答がないのです。市のほうから「ちょっとおくれます」というようなことをいただいているのですけれども、2週間とっているのです、それはきちっとやっていただきたいということ。

あと、もう1つですね、今回、議事録が出ていないのです。私、調べましたら、1期の33回で阿部課長さんのときだと思うのですが、略式版というのをを出して下さっているのです。これは確認用とは違って、1月28日に開催した審議会を2月5日で、次回の審議会が押し迫っておりますので、取り急ぎ略式版を送付させていただきますということで、阿部課長さんのときに出てきています。これも、2時間以上のものですけれども、確認用と違ってそういうものが出てきています。区画整理は、言葉とか非常に難しいし、ちょっと言葉を確認したいということもあるので、これは8日間の間で出てきているのですね。そういうものも誠意を持ってやっていただきたいと思います。この2つなんですけど。

会長（高本正彦君） そういう要望ですが、市のほう、よろしいですか。

区画整理管理課長（石川直人君） ただいまの件でございますけれども、確かに、要約版という形で前に出していることがございます。できるだけ、これまでもご指摘がありますけれども、できるだけ早くできるようには努めております。これについては、今後もそういう対応に努めてまいりたいと考えております。

それから、先ほど1期の審議会にお配りしている資料について、2期の審議会の委員には配られていないというお話がございましたけれども、これは前回のときにも申し上げましたが、2期の審議会の方にも資料については一式、ファイリングしたものをお渡ししてございます。さらには、要請書の中です、いろいろな資料が必要だということで要望をいただいておりますけれども、これも、今、内容をお出ししているもの、それから、確かに、お出ししていないものもございますので、これを今、整理しております。この整理ができましたら、審議に必要な資料は、今後、お出ししていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

委員（神屋敷和子君） 4番、神屋敷です。じゃあ、これ、みんな一度、お集めになるわけですか。集めて、2期の方と1期の方とちょっと比べてみたら、こっちにはなくて、こっちはあつてと違うものが入っていたりして、1回集めてそちらで整理していただけるのでしょうか。

会長（高本正彦君） 区画整理管理課長。

区画整理管理課長（石川直人君） ただいまのお話はですね、審議会の中でご議論いただく内容ではございませんので、個々にそれぞれ対応させていただきます。今みたいですね、具体的に、もし、ないものがあれば、私どものほうも誠意を持ってやっておりますけれども、不足しているものがあれば、その都度おっしゃっていただければ対応させていただきますと

いうことでございます。以上です。

会長（高本正彦君） 「その他」で何かありますか。区画整理管理課長。

区画整理管理課長（石川直人君） それでは、「その他」ということで、次回の日程についてご提案をさせていただきたいと思います。今、結論を出していただきましたけれども、次回、今後の進め方、継続審議になるということで、個々の意見・要望を踏まえた見直しの内容を、個々具体的内容の審議に入ってくださいと、これを非公開の会議ということで対応させていただくということでございます。

今、2月を5日ほど提案させていただいて、その中で2日間を予定させていただきたいと思っております。まずですね、2月12日(金)、それから、2月22日(月)、2月23日(火)、2月24日(水)、2月26日(金)、この5日間を提案させていただいて、この中の2日間を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（「この間、先に言ってくれと言ったじゃないですか」と呼ぶ者あり）

区画整理管理課長（石川直人君） 全く、確かに島田委員のおっしゃるとおりです。私どものほうでも、前回もご提案させていただきたいということで考えてございました。審議の結果をいただけませんと、次の審議に入るかどうかという部分の確認ができなかったものですから、次回以降はできるだけ早く確認をさせていただきたいと、非公開会議で具体的審議に入っていくことを決めていただきましたので、できるだけ提案を先にさせていただいて、2月の際に、3月、あるいは4月の全般のスケジュールを確認させていただきたいと思っておりますので、それはまた改めて事前にご連絡をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

会長（高本正彦君） ちょっと、3分ぐらい休憩させてください。その間、予定をご自分で整理していただきたいと思います。

（休憩「第6回、第7回審議会日程の調整」）

会長（高本正彦君） それでは、再開いたします。事務局、お願いします。

区画整理管理課長（石川直人君） それでは、お諮りさせていただきたいと思います。2月12日(金)、午後ですが、ご予定はいかがでしょう。

（都合の悪い方あり）

22日(月)はいかがでしょう。

（「だめな人が手を挙げるか、よろしい人が挙げるか」と呼ぶ者あり）

会長（高本正彦君） 失礼しました。整理します。今、候補の日にちを読み上げますので、だめな方、挙手してください。

区画整理管理課長（石川直人君） はい。では、2月22日(月)、都合の悪い方。

（都合の悪い方なし）

続いて2月23日(火)、同じく午後ですが、ご都合の悪い方、挙手をお願いします。

（都合の悪い方あり）

2月24日(水)、ご都合の悪い方。

（都合の悪い方あり）

2月26日(金)、同じく午後です。

（都合の悪い方なし）

それでは、今、調整をさせていただきました中ですね、2日間、設定をさせていただきたいと思います。まず、2月の第1回目、第6回の審議会になりますけれども、2月22日(月)、午後ということで時間についてはまたご連絡をさせていただきたいと思います。

会長お一人だったものですから、その中で済みません。申しわけございません。それから、2月26日(金)の午後です。お時間については改めてご連絡させていただきます。

(「週2回やるわけですね」と呼ぶ者あり)

そうですね、週2回になります。月曜日と金曜日ということです。それぞれ委員さん、お忙しいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

(「時間を決めてもらったほうがいい」と呼ぶ者あり)

それでは、時間を2時ということでご提案をさせていただければと思います。

会長(高本正彦君) よろしいですか。

委員(黒木中君) 終わりの時間も決めていただけるとありがたい。

区画整理管理課長(石川直人君) 今、黒木委員のほうから、終了の時間ということで、皆さん、それぞれお忙しい中、お越しいただいてご予定が入っているかと思っておりますけれども、一応、2月になりましたら、個々の見直しの内容についてご説明を申し上げ、意見をいただくということで、最初の進捗も見ませんと何とも申し上げられないのですが、基本的には、施行者となりましたら、できるだけ早く進めていきたいという考え方でありまして。今後の審議会は、まだ3月はあらかじめ日程についてはご案内をしてですね、同じく、やはり事前に日程を調整させていただきたいと思います。それを2月22日の開催の審議会のときに3月、あるいは4月の前半の予定を調整させていただきたいと思っています。午後に設定させていただくというのは、仮に2時から5時というのが1つの目標でもございますけれども、その審議の内容のいかんによっては5時を過ぎてやらせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

(「じゃあ、目標は5時でいいですね」と呼ぶ者あり)

会長(高本正彦君) 目標は5時で、5時以内にあがるように努力をします。

よろしいでしょうか。今、次回の日程も決定させていただきました。そういうことで、本日の日程は以上をもちましてすべて終了をいたしました。長時間にわたりまして大変熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。

これもちまして、第2期第5回区画整理審議会を閉会といたします。どうもご苦労さまでした。